

こども未来部 こども未来課・青少年育成室・児童館

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 こども未来部 こども未来課・青少年育成室・児童館
 - 対象年度 令和3年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和4年8月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

こども未来部こども未来課・青少年育成室・児童館の主な業務内容及び職員数（令和4年4月1日現在）は、次のとおりである。

【こども未来課】

こども未来部 職員4人	(1) 子どもに係る施策の企画及び調整に関すること。
こども未来課 職員1人	(2) 青少年育成室に関すること。
企画総務係 職員2人	(3) 部内の事務事業及び予算の調整に関すること。
会計年度任用1人	(4) 部及び課の庶務に関すること。
子育て支援係	(1) 子育て支援に関すること。
職員4人	(2) 児童館に関すること。
再任用職員4人	(3) 病児保育室に関すること。
会計年度任用20人	
学童保育係 職員5人	(1) 学童保育に関すること。
会計年度任用4人	

青少年育成室 職員 3 人 再任用職員 1 人 会計年度任用 6 人	(1) 青少年の健全育成に関する企画及び調整に関すること。
	(2) 家庭教育に関すること。
	(3) 青少年に係る育成活動に関すること。
	(4) 青少年に対する指導者及び育成者に関すること。
	(5) 青少年団体に関すること。
	(6) 青少年の補導に関すること。
	(7) 青少年の問題行動に係る相談及び指導に関すること。
	(8) 青少年の非行防止に関すること。
	(9) 青少年問題協議会に関すること。
	(10) 少年自然の家に関すること。
	(11) 室の庶務に関すること。
児童館 職員 0 人 会計年度任用 27 人	(1) 児童館の運営方針の樹立に関すること。
	(2) 児童館の利用、使用及び管理に関すること。
	(3) 児童の個別的及び集団的指導に関すること。
	(4) 児童館運営協力委員に関すること。
	(5) 前各号に掲げる事項のほか、児童館の事業に関すること。

(職員 19 人、再任用職員 5 人、会計年度任用職員 58 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 補助金が適切に支出されないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全

体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、支出事務、文書管理事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 6	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置のリスク

- ◆こども未来部の主管課であるが、その庶務を担う係の正規職員は二人のみ、さまざまな事業を抱えるほかの係も正規職員が多くはない状況において、業務への支障はないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 業務分担を工夫するなどして業務を行ってはいるものの、相当厳しい状況であり、時間外勤務も多く発生している。新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントの開催が少なくなっており、土日の出勤が減少している一方で、学童保育所などにおいて新型コロナウイルス感染症の感染者が現れた場合の対応業務などによる負担の増加も一因である。

意見

多岐にわたる大量の業務を有しており、時間外勤務時間数が多い水準のままであるが、市民ニーズに的確に対応するために必要な人員配置の要求を強く行うこと。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員10人に対して、6人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限

は、原則として360時間以内と規定されている。

*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組む、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

(4) 補助金が適切に支出されないリスク

◆子育て支援活動を行っている団体を交付先とする補助金事業を数多く実施しており、その補助率や上限額もさまざまであるが、交付決定や支出事務は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 団体からの交付申請に対し、交付対象となるべき事業、団体であるか、そうであるならば補助金額はいくらになるかなどを各々の補助金要綱に基づいて判断し、事業計画や事業報告書の内容をチェックしている。また、交付決定や支出の手続きも規則に則って適切に行っている。

意 見

- ① 子ども緊急支援プロジェクト補助金について、各団体が事業を行うきっかけとして支出するものであり、一回きりで終わるようなことなく、今後も各団体に事業を継続してもらえよう、努力すること。
- ② 子どもの人口が減少する中、子ども会の会員も少なくなり、すでに休会している子ども会も複数ある。子ども会の必要性は理解できるものの、補助金の支出、青少年育成室内に事務局として利用する場所の貸与を現状のまま行うべきなのかなどについて、前例踏襲で続けるのではなく、現在の実態に合ったやり方となっているか検証し見直していくこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

- ① 学童保育所の指導員の研修について【住民福祉の向上の視点】
以前、学童保育所の指導員による子どもへの指導、接し方について問題のある事案

が確認されたことから、指導員の質の確保のため、指導員を対象とした研修を実施するなどして指導員の教育を支援すること。また、こども未来課においても学童保育の実態の把握ができる体制強化に努めること。

② 指定管理業務委託における修繕工事について【合規性の視点】

指定管理業務委託における修繕工事の費用負担については、基本協定書に定めた金額までは指定管理者とし、その金額を超えると市で負担している。また、修繕等経費負担区分に基づき、施設の増改築、設備の更新については市負担として行っている。しかし、中には設備の更新に該当すると言い切れない工事を指定管理者との協議なく市で行っているものが見受けられる。このように経費負担区分が明確でないもので市負担とする場合は、協議記録を決裁に残すこと。

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 児童館について【公平性の視点・住民福祉の向上の視点】

児童館の設置場所に偏りがあるという意見に対し、移動児童館で対応しているとのことであるが、子どもの人口動態を考慮した上で現況のままで適切なのか、学童保育所も充実している中であっても必要といえるのか、学童保育所との違いも明確にしながら、児童館のあり方を再度検討すること。

③ 青少年の非行防止・インターネット被害等防止の取り組みについて【有効性の視点】

非行防止や適切なインターネットの利用などの教室、出前講座を行うことは大切であるが、実施回数だけに注目するのではなく、それによってどれくらい補導件数やインターネットトラブルが減少したかなど、効果をよく検証すること。

④ 少年自然の家の公有財産管理について【合規性の視点】

少年自然の家の管理運営は指定管理者に委託しており、かつ離れた場所にあるので目が行き届きにくくなりがちであるが、公有財産は市の大切な財産であり、その実査及び公有財産台帳へ反映させる業務を適正に行い管理すること。

⑤ 少年自然の家の老朽化に伴う改修工事と今後に向けての考え方について【効率性の視点、経済性の視点】

少年自然の家の老朽化に伴い、アセットマネジメント計画に基づいて改修工事を行うこととなっているが、次第に人口が減少し、予算にも余裕がなくなる中で、従来と同様に既存の施設にこだわる必要があるのか。自然体験に適した環境にある近隣市町の施設を使用するなど、視点を変えて今後のあり方を検討していくこと。

⑥ 原課契約工事における設計書の添付及び事務の引継ぎについて【合規性の視点、経

済性の視点】

原課契約工事において、工事金額が少額である場合は設計書の添付を省略できることとなつてはいるが、そもそも原則として設計書の添付を求めているのは金額の妥当性を担保するためである。都市整備部に、こども未来部施設担当の建築技師も配置されたことから、見積金額に疑義がある場合については、設計書の添付を省略できる場合であっても、金額の妥当性の確認を行うこと。加えて、各事務手順の根拠となる事務規程を確認し、その意味とともに引き継ぐよう留意すること。

⑦ 部の独立による効果的な事業展開について【有効性の視点】

こども未来部が独立したのは、子育て支援に関する事業をより強力に推進するためである。したがって、当初の理念に立ち返り、積極的な事業展開を行うこと。

⑧ こども未来課の事業全般について【効率性の視点、経済性の視点、有効性の視点】

こども未来課は多くの事業を抱えているが、長期継続事業も多く、時代の変遷に対応できていない事業も見受けられる。専門家の意見を取り入れ、継続か見直しも含め全般的に検討すること。

こども未来部 こども保健福祉課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 こども未来部 こども保健福祉課
 - 対象年度 令和3年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和4年8月17日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

こども未来部こども保健福祉課の主な業務内容及び職員数（令和4年4月1日現在）は、次のとおりである。

【こども保健福祉課】

こども保健福祉課 職員2人 給付係 職員10人 再任用職員1人 会計年度任用13人	(1) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事 と。
	(2) 子ども医療費の受給資格認定及び助成に関する事 と。
	(3) 一人親家庭等医療費の受給資格認定及び助成に関する事 と。
	(4) 養育医療費及び自立支援医療費（育成医療）に関する事 と。
	(5) 不妊治療費の助成に関する事 と。
	(6) 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の交付申請に関する 事と。
	(7) 課の庶務に関する事 と。
母子保健係 職員15人 会計年度任用13人	(1) 妊産婦乳幼児の健診及び相談に関する事 と。
	(2) 妊産婦乳幼児の歯科保健に関する事 と。
	(3) 子どもの予防接種に関する事 と。

（職員27人、再任用職員1人、会計年度任用職員26人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 時間外勤務における特殊要因が均等に割り振られないリスク
- (4) 組織機構変更におけるリスク
- (5) 滞納債権の整理におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、所属の主要な事務事業、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、契約事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行われず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	

	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われぬリスク	4 / 4	○
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われぬリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員23人に対して、13人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、A I

技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 時間外勤務における特殊要因が均等に割り振られないリスク

- ◆時間外勤務が大きく増加しているが、特殊要因に含まれる新型コロナウイルス感染症対応のための保健所要件は均等に割り振られているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 令和3年度は令和2年度に比べ、大きく時間外勤務時間が増加した。特に特殊要因に含まれる新型コロナウイルス感染症対応のための保健所用件が影響した。こども保健福祉課には保健師も多く在籍しており、保健所兼務業務として健康観察業務や患者の搬送業務に就いた。保健所兼務業務は専門職である保健師特有の業務であり、こども保健福祉課内で係間の職員の割り振りや事務職を充てる等の調整をすることはできなかったが、保健師間では、担当業務を考慮しつつ勤務時間が均等になるよう取り組んでいる。

また、課内業務については、引き続き申請書類に係る添付書類の簡素化等、事務の効率化を図ることで、時間外勤務時間の削減に取り組んでいくとのことである。

意見

職員の時間外勤務時間について、コロナに関する兼務業務による影響で増加している。母子保健係の中でも業務内容によって兼務業務の度合いが違うことは推察できるので、管理職は職員の健康管理に努めること。

(4) 組織機構変更におけるリスク

- ◆課内室であった家庭児童相談室がこども家庭課に分課されたことにより業務に支障は生じていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 令和2年度の組織機構変更により、課内室であった家庭児童相談室がこども家庭課に分課された。こども保健福祉課母子保健係が行っている妊産婦乳幼児に関する相談等の業務と、こども家庭課で行っている乳幼児の虐待等に関する業務は関連性が高く連携した対応が必要になる。そのため、両課の地区担当において日常的に情報共有を図りながら、支援の検討や同行訪問を行い、養育支援訪問事業においては定期的に合同会議を実施するなど、常に連携しながら対応している。

(5) 滞納債権の整理におけるリスク

- ◆滞納債権について、徴収対策とその効果はどうか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 滞納債権は過年度扶助費戻入分が大きなウエイトを占めている。扶助費は対象者からの申告などにより過去の分が過払になり戻入として債権が突然発生するため、初期

の徴収対策を講じることが困難な事務である。長期的な滞納を抑制するため、文書催告や電話、訪宅を実施して分納を誓約させるなどの取り組みを進めたことで過年度分の収納率は上昇していた。引き続き、収納推進課との連携や他市の対応などを参考に、徴収対策を進めていくとのことである。

意見

- ① 滞納債権の整理について、新型コロナウイルス感染症による影響など、支払能力がないため滞納になる家庭状況を把握すること。また、担当者だけの判断ではなく、マニュアル等を活用し一貫性のある対応を行うこと。
- ② 徴収は大事だが、多重債務に陥るなど支援が必要な場合もあるので、生活保護につなげるなど滞納者に寄り添った対応を行うこと。
- ③ 滞納債権について、債権者台帳等で納付交渉を行った経緯や記録を整理することで、継続性を持った対応ができるようにすること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 中学生ピロリ菌検査事業について【有効性の視点】

ア 令和3年度から、学校検尿などを利用して、胃・十二指腸潰瘍や胃がん等の主な原因であるピロリ菌の検査を、中学3年生の希望者に対して実施している。尿検査の結果が陽性であった場合には、医療機関で二次検査を受診していただくよう案内しているが、二次検査の受診率が低かった。ピロリ菌感染の有無を生徒や保護者が知る機会のためにも、二次検査の受診啓発に取り組むことで受診率の向上につなげること。

イ 中学生ピロリ菌検査事業について、学校など教育委員会と連携してピロリ菌が与える影響をわかりやすく伝えることで受診率の向上につなげること。

③ 不妊治療費助成事業について【有効性の視点】

ア 不妊治療費の助成について、令和3年度に制度を改正して年齢所得に関係なく統一した。また、令和4年4月から人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用になったことで国の補助金が廃止された。そのため、治療額によっては自己負担額が増えるケースもあるなど、自己負担分は保険適用後も生じるため、市の助成制度は、助成額を変更して継続することとした。今後も、必要とされる助成制度のあり方を継続して検討すること。

イ 不妊治療費助成等について、制度が変わったということを知らない人もいる。市としても、保険適用になったことの周知に取り組むこと。

④ 予防接種の接種率について【有効性の視点】

予防接種について、子育て支援アプリ（よかプリコ）を活用しながら周知に努めることで予防接種の接種率向上につなげること。

⑤ 多胎児支援事業について【有効性の視点】

多胎児支援として、多胎児親子や多胎妊娠中の人達の交流の場としてさくらんぼひろばを開催している。さくらんぼひろばは近隣市で実施できていない本市の強みであるので、そこでキャッチした市民の声を施策に反映させることで支援につなげること。

こども未来部 こども家庭課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 こども未来部 こども家庭課

対象年度 令和3年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年8月15日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

こども未来部こども家庭課の主な業務内容及び職員数（令和4年4月1日現在）は、次のとおりである。

【こども家庭課】

こども家庭課 職員6人 任期付職員1人 再任用職員1人 会計年度任用11人	(1) 子ども家庭総合支援拠点に関すること。
	(2) 子育て短期支援事業に関すること。
	(3) 母子生活支援施設保育機能強化事業に関すること。
	(4) 母子・父子福祉センターに関すること。
	(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく助産及び母子保護の実施に関すること。
	(6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく指導、相談及び措置に関すること。
	(7) 課の庶務に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 組織機構変更におけるリスク
- (4) 滞納債権の整理におけるリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合规性等の視点からの着眼点

事務事業の合规性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、財産管理、情報管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、支出事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	3 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 6	
契約事務	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	

	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4	
	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員5人に対して、2人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 組織機構変更におけるリスク

- ◆こども保健福祉課の課内室からこども家庭課に分課されたことにより業務に支障は生じていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 令和2年度の組織機構変更により、こども保健福祉課の課内室であった家庭児童相談室からこども家庭課に分課された。こども家庭課で行っている乳幼児の虐待等に関する業務と、こども保健福祉課母子保健係が行っている妊産婦乳幼児に関する相談等の業務は関連性が高く連携した対応が必要になる。そのため、両課の地区担当において日常的に情報共有を図りながら、支援の検討や同行訪問を行い、養育支援訪問事業においては定期的に合同会議を実施するなど、常に連携した対応に努めていた。また、分課により令和元年度以前の財務会計や文書管理システムで処理した情報はこども家庭課の端末からは確認することができないことや、他市からのメールなどがこども保健福祉課へ送信されることもあり、日常業務においても協力体制を構築して対応していた。

(4) 滞納債権の整理におけるリスク

- ◆滞納債権について、徴収対策とその効果はどうか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 滞納債権は、子育て支援ショートステイ事業を利用した生活困窮者が主であり、積極的な徴収対策を講じることが困難な事務である。長期的な滞納を抑制するため、文書催告や電話、訪宅を実施して分納を誓約させるなどの取り組みを進めたことで、令和3年度は2件 6,000円を徴収していた。

意見

滞納者の実態把握に努め、それぞれの実情に応じた納付を働きかけることで、解決に向けた徴収対策を進めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

- ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

イ 事前調査において、複数の請求書を支出負担行為兼支出命令書において支出している事例があった。支出負担行為とは、対外的に債務を負うことを確定させる行為である。兼命令で支出事務を執行できる支出は、支出負担行為書を省略できる支出に限られるので、前提にある支出負担行為を行う意味を理解して内部事務管理に取り組むこと。

② 児童虐待について【効率性の視点、有効性の視点、合規性の視点】

ア 児童虐待は発見するための手法が難しく、子ども達と直接触れ合う若手の保育士では発見することが困難である。そのため、保育園の保育士等が情報提供を行う手段としてアセスメントシートを試行的に活用してモニタリングを行ったうえで、保育士が使用しやすい児童実態調査のチェック表を作成して活用している。引き続き、保育士向けの研修の実施とともに、調査表を活用して親子の実態把握に努めることで、児童虐待の未然防止や早期発見につなげていくこと。

イ 児童実態調査チェック表は、保育園において紙で作成してファイルに保管している。令和5年度から保育園にもICTの導入が予定されていることから、併せてシステム化することで保育士の事務負担の軽減にもつながる。また、AIを活用することでの確かな判断につながることも期待できる。チェック表の活用手法について、ICTやAIによるシステム導入を研究すること。

ウ 児童実態調査チェック表は、個人情報の詳細なところまでを記載している。こども家庭課では原本を5年間、保育園では写しを児童が退園するまで保管しているが、個人情報として適切な管理に努めること。

③ ヤングケアラーへの対応について【有効性の視点、合規性の視点】

ア ヤングケアラーの認知度はまだ低いため、国は社会的な認知度を引き上げることを目標に、令和4年度から3年間を集中取組期間としてヤングケアラーの認知度向上の取り組みを進めている。こども家庭課においても、関係機関や団体、地域と協力してヤングケアラーの認識を広げる活動を行うとともに、四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を通して必要な支援の検討や実態把握に努めること。

イ ヤングケアラーは、年齢によって家庭内でお手伝いをする子としない子で、該当するかの判断が難しい。相談員の感性により判断が異ならないよう相談員が連携して取り組むこと。

ウ 事前調査において、支出事務の誤りなどが見受けられた。細かいところを見逃すと、大きなところを見過ごしてしまうことにつながるので、ヤングケアラーへの対応は、課全体でお互いをチェックする体制を構築すること。

④ 支援対象児童等見守り強化事業について【有効性の視点】

行政では把握できないこどもの情報も、事業の支援団体を介して取得することができる。支援団体と連携して、こどもの状況を早期に察知することで支援につなげること。

⑤ こども未来部内での連携について【有効性の視点】

ア こども未来部は、比較的新しい組織なので、部全体で協力して運営する体制が十分でない。部全体で役割分担をチェックする機能を強化するよう、部内へ働きかけること。

イ こどもに関わる施策（事業）が多くなっている。親が困ったときに、相談窓口がわかる一覧があると便利なツールになるので、部内へ働きかけて各所属の業務をまとめること。

こども未来部 こども発達支援課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 こども未来部こども発達支援課

対象年度 令和3年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年8月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

こども未来部こども発達支援課の主な業務内容及び職員数（令和4年4月1日現在）は、次のとおりである。

【こども発達支援課】

こども発達支援課 職員11人 会計年度任用4人	(1) 発達支援の必要な児童の相談及び指導に関すること。
	(2) 発達支援サービスに係る事務に関すること。
	(3) おもちゃ図書館に関すること。
	(4) 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に関すること。
	(5) 肢体不自由児通所医療費及び高額障害児通所給付費の支給に関すること。
	(6) 指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。
	(7) 児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置に関すること。
	(8) 課の庶務に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 発達に課題のある児童への支援に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、主要な事務事業、支出事務、情報管理、組織・人員の項目で点数が高いが、全体的にリスクは中程度の評価となった。事前調査の結果、支出事務、契約事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	6 / 6	

契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	2 / 4	○
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員 8 人に対して、5 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 発達に課題のある児童への支援に係るリスク

◆発達に課題のある児童への支援が適切に途切れなく行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 原則、事務職以外の職員全員が、相談に対応しており、必要に応じて医師や臨床心理士による専門的な発達相談、園巡回相談やU-8事業、放課後等デイサービス事業所などの通所利用や、関係機関につなげている。また、5歳児の就学相談は、こども発達支援課で申込みを受け付けた後、教育支援課での相談につなげている。

障害児通所支援給付決定を行った児童に対する訪宅等による定期的な状況確認等は行っていないが、サービス利用に係る状況確認は相談支援事業所から提出を受けるモニタリング報告書にて確認している。ただし、障害児通所支援サービスに係る問題が発生した際には児童・保護者、利用しているサービス事業所等への聞き取り等を行うこともある。

なお、障害児通所支援サービスを利用する児童が18歳に達した後、引き続き福祉サービスの利用が必要な場合は、障害者総合支援法に基づく支援となり（障害福祉課所管）、児童福祉法に基づく相談支援事業所から障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等へつながれることとなる。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【法規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 5歳児健診の必要性について【有効性の視点】

3歳児健診以降、就学時健診までスクリーニングの機会がなく、また、発達障害の特性が5歳頃に顕著に現れてくることから、発達に課題のある児童の早期発見の観点で、5歳児健診は重要な手段の1つであるといえる。

こども発達支援課は、平成28年度から、発達に課題のある児童の早期発見・早期支援の観点から、「5歳児保護者アンケート」を実施しており、様々な工夫により回収率を上げ、また、推進計画「途切れのない発達支援事業」として様々な事業を実施することにより、効果を上げている。5歳児健診については、実施する自治体を調査するなど、今後も継続して実施の検討を行っていくこと。

③ おもちゃ図書館の運営について【有効性の視点】

おもちゃ図書館は運営開始から30年が経過し、当初の障害児の情緒・身体機能の発達の促進を主目的とする運営方針が、現在ではそれに加え、障害児とその他の子どもとの交流を図ることも主要な目的となっている。おもちゃ図書館について、現在の

市社会福祉協議会への業務委託方式の妥当性の検討を含めて運営方法の検討を行うとともに、仕様・積算を十分精査し、現在のニーズに合った運営を行うこと。

④ 駐車券の管理について【合規性の視点】

来客に配付するために駐車券を保有しているが、保管枚数が多いと思われる。適正な管理を徹底するとともに、保有するのは必要最小限の枚数とすること。

こども未来部 児童発達支援センターあけぼの学園

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
監査対象部局 こども未来部児童発達支援センターあけぼの学園
対象年度 令和3年度
監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
実施場所 児童発達支援センターあけぼの学園
監査期間 令和4年8月12日
- 4 監査の主な実施内容
四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

こども未来部児童発達支援センターあけぼの学園の主な業務内容及び職員数（令和4年4月1日現在）は、次のとおりである。

【児童発達支援センターあけぼの学園】

児童発達支援センターあけぼの学園 職員39人 再任用 8人 会計年度任用40人	(1) 児童発達支援に関すること。
	(2) 児童地域支援に関すること。
	(3) 学園の維持管理に関すること。
	(4) その他学園の運営に関すること。
	(5) 学園の庶務に関すること。

第3 監査の着眼点

1. 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - (1) リスク評価チェックリストの検証
 - (2) 職員配置のリスク
 - (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
 - (4) 園内における子どもの安全が十分にとられていないリスク
 - (5) 発達支援や相談支援が途切れるリスク

2. 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全般的にリスクが高い評価となった。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
現金等管理	現金や金券（切手・収入印紙・駐車券等）の取扱いがあるか	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	8 / 8 ※	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手側の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 1 2 ※	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 8 ※	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※：出先機関であることによる加算あり

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置のリスク

- ◆事務職以外に様々な有資格の職員が配置されているが、職員の確保は十分にできているか。また職員間の連携が日頃から取れているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 相談支援専門員については、令和3年度は、会計年度任用職員(フルタイム、パートタイム)を募集していたが応募者はなかった。令和4年度に会計年度任用職員(フルタイム)については、応募があり、採用に至った。心理判定員については、令和3年度は欠員1名であった。令和4年度は会計年度任用職員(パートタイム)を採用した。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、定員上は充足しているが、育休代替の職員の確保は難しく十分とは言い難い。

職員間の連携については、毎朝の職員による会議、月1回の園長・副園長・部門の代表者の合計10名による代表者会議、月1回職員全員での会議を開催している。また、随時、子どもの支援に関わる検討・連携を行っている。

意見

専門職の配置については、利用者の利便性を高めるよう、引き続き育休代替職員の確保に努めること。

また、職員間の連携については、種々の会議が行われているとのことであるが、引き続き、会議等により職員間の連携を図ること。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員38人に対して、2人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより

時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

- ① 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。
- ② 時間外勤務の時間数が職員により偏りがあることから、偏りのない業務配分とするなど、管理職がしっかり意識をもって対応すること。

(4) 園内における子どもの安全が十分にとられていないリスク

◆子どもが安全に園生活を過ごすことができているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 支援については安全面にも配慮し、適正な人員配置をしている。園内の遊具については、業者の点検のほか、毎日利用前に自己点検を実施している。危険が予測される箇所については、安全対策を実施している。
新型コロナウイルス感染症対策としては、看護師の指導の下、施設の消毒や換気を実施している。
また、不審者訓練、避難訓練を毎月実施しているほか、年1回は警察や消防職員に来園してもらい、直接指導を得て実施している。

(5) 発達支援や相談支援が途切れるリスク

◆卒園後も途切れのない支援ができているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 児童発達支援センターの利用は原則、4歳に達する年度末で終了するが、その際、保育園・幼稚園・こども園への引継ぎを行い、児童の様子について丁寧に伝えている。卒園後も児童発達支援事業（個別訓練）、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を利用することができ、高校生まで途切れなく支援を行える状況である。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、

職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

イ 事務誤りの発現は、担当者以外が視点を変えてチェックしたことにより発見できることから、年2回の自己検査点検を適切に行うこと。

② 園内の整理について【効率性の視点】

施設規模に対し、倉庫面積部分が狭いためか、遊具や訓練具が廊下に置いてある状況である。子どもの動きは予測ができないため、事故が起きないように職員は常に意識すること。

③ 給食代金について【経済性の視点】

職員や保護者の給食代金は1食あたり320円を徴収している。保育園の職員の給食代金と比較するとあけぼの学園の方が単価が高い現状である。当初からの設定ということであるが、なぜ保育園より高いのか原因を調査し、改善策を見出すこと。

④ 送迎バスについて【有効性の視点】

ア 運転手の確保は困難であるものの、確保ができないと送迎が成り立たなくなることから引き続き確保に努めること。

イ バスに備え付けられている発作対応マニュアルは古いため、常に最新の状況に更新すること。保育士はマニュアルをしっかりと把握した上で添乗すること。

⑤ 保護者への連絡について【効率性の視点】

保育園や幼稚園は保護者への緊急時の連絡として「すぐメール」を活用している。職員の負担軽減も考えられることから、あけぼの学園においても保護者への連絡にICTを活用できないか検討すること。

⑥ 近隣病院との連携について【有効性の視点】

四日市消化器病センターとは、子どもの診察や職員のワクチン予防接種、栄養士や言語聴覚士との情報交換をする機会があり、連絡を取り合っている。近隣であり、立地に恵まれていることから病院の経験や知識など情報提供をしていただきながら引き続き連携を行うこと。

こども未来部 保育幼稚園課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 こども未来部保育幼稚園課
 - 対象年度 令和3年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和4年8月16日、9月8日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

こども未来部保育幼稚園課の主な業務内容及び職員数（令和4年4月1日現在）は、次のとおりである。

【保育幼稚園課】

保育幼稚園課 職員3人	(1) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の運営管理（経費の計画及び運用、会計年度任用職員の任用、職員の安全衛生など）に関する事。
管理係 職員7人	(2) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の整備及び補修に関する事。
会計年度任用5人	(3) 民間保育施設等の指導及び助成に関する事。
	(4) 地域型保育事業の認可・指導及び助成に関する事。
	(5) 私立幼稚園の助成に関する事。
	(6) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の確認に関する事。
	(7) こども施設再編推進室に関する事。
	(8) 課の庶務に関する事。

施設運営係 職員 8 人 会計年度任用 2 人	(1) 子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する事
	(2) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育に要する費用の徴収に関する事
	(3) 特別保育事業等に関する事
	(4) 市立幼稚園の就園に関する事
	(5) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の園医及び園歯科医に関する事
	(6) 市立幼稚園及び認定こども園薬剤師に関する事
	(7) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の保健衛生に関する事
	(8) 私立幼稚園の就園奨励に関する事
	(9) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の給食に関する事
	(10) 市立保育所、幼稚園及び認定こども園の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事
	(11) 児童福祉法に基づく保育の実施に関する事
指導係 職員 3 人 再任用職員 2 人 会計年度任用 1 人	(1) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の指導助言に関する事
	(2) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の教育・保育課程に関する事
	(3) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の人権教育・保育の推進に関する事
	(4) 保育所、認定こども園及び市立幼稚園の特別支援教育・保育の推進に関する事
こども施設再編推進室 職員 4 人	(1) 幼稚園、保育園及びこども園の配置計画の策定に関する事
	(2) (仮称) 四日市市幼児教育センターの開設に関する事
	(3) 指定保育士養成校との連絡及び調整に関する事
	(4) その他室の設置目的の達成に必要な事項に関する事

(職員 25 人、再任用職員 2 人、会計年度任用職員 8 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置におけるリスク
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 個人情報の取り扱いにおけるリスク
- (5) 保育園等における支出事務等に対する内部統制上のリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

また、今回の定期監査において、監査委員からの資料請求に対して不適切な対応がみられたほか、監査資料の一部で訂正が必要な部分が見受けられた。今後はこうしたことのないよう、監査に対して真摯に対応することを求める。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、契約事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 6	○

契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を持っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員配置におけるリスク

- ◆保育幼稚園課においては勤続3年未満の職員が8割を占めている。多岐にわたる業務を遂行していくにあたり、支障は生じていないか。また、技術・知識の継承などは、適切に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 各係内において、同様の業務を担当する職員同士でフォローし合える環境となっており、また担当業務のローテーションなどを通じて、特定の職員の異動により業務が滞ることがないような体制づくりに努めている。園への入所事務などについては、職場全体で対応できるよう研修を実施している。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員17人に対して、10人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。

業務内容に応じて係間での連携を行うほか、事業の委託化などの事務改善を行っており、職場全体の時間外勤務は2年続けて減少している。引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化などにより時間外勤務の縮減に努めるなど、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組む、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

意 見

保育園・幼稚園等の現場における時間外勤務の状況についても、特定の職員に負担がかかっているかなど、保育幼稚園課としても現場の状況をしっかりと把握し、適切な時間外勤務の管理に努めること。

(4) 個人情報の取り扱いにおけるリスク

- ◆保育幼稚園課では、園児や保護者に関する個人情報を多く扱っているが、こうした個人情報は適切に取り扱われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 園児や保護者等の個人情報については、担当者以外がアクセスできないように管理し、目的内での適切な使用に努めている。入所面接などのために個人情報を持ち出す際には、課外持出許可簿を用いて許可・返却の確認を行っている。

（５）保育園等における支出事務等に対する内部統制上のリスク

- ◆ 保育幼稚園課が所管する公立保育園・幼稚園・こども園においては、消耗品や備品の購入をはじめとした一部の財務会計事務を園で行っている。保育幼稚園課においては、こうした園での事務執行が適切に行われるよう、内部統制に努めているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 支出事務をはじめとした園で執行される事務については、必要に応じて園長会等の場や、専用の掲示板を通じて情報提供を行っている。また、管理系の正職員がそれぞれの園の担当となり、決裁の確認や個別相談への対応などを行い、園での事務執行が適切なものとなるよう努めている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 保育士等の服務規律の徹底について【合規性の視点】

保育士等の不祥事が生じており、子どもを預ける保護者にとっては大きな問題である。こうした事態を重く受け止め、全体的な緩みがないか、保育幼稚園課としても現場に目を向け、こうしたことが二度と起こることのないよう取り組むこと。

② 適正な文書管理について【合規性の視点】

私立保育園の新設に関する市の意思決定を行った決裁文書が存在しないということである。このような状況では、決定に関する経緯が不明瞭であるとの市民からの指摘を招きかねず、こうした決定については適切に決裁をとるなど、適正な業務執行に努めること。

意 見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 保育士等の人材確保について【有効性の視点】

ア 高まる保育の利用ニーズに対応するためには、公立・民間ともに保育士等の人材確保が大きな課題となっている。養成校への訪問などに加え、関係機関との連携をとりながら、効果的な人材確保に努めるとともに、こうした人材の四日市市への定着が進むよう取り組む必要がある。

イ 保育士等の人材確保においては、新卒の採用に取り組むだけでなく、離職した人材の採用や、民間の保育所の支援など、公立・民間がともに円滑に園の運営ができるような取り組みについて検討すること。

③ 私立保育園の適切な定員管理について【有効性の視点】

私立保育園において、設立当初の定員から削減する園が見受けられる。公定価格の観点から、削減の申し出を受けざるを得ないところがあるとのことであるが、基本的には当初の定員を維持してもらえるように、私立保育園とのコミュニケーションに努めること。

④ 公立幼稚園の園児の確保について【有効性の視点】

園児数が減少している状況において、全国公立幼稚園・こども園長会を活用するなどして、園児数の増加につながるような取り組みを行っている先進的な事例などについて情報収集を積極的に行い、四日市市における園児数の確保にも活かせるよう取り組むこと。

⑤ 保育園等の整備等における適正な手続きについて【合規性の視点】

保育園等を新規に整備するにあたり、市街化調整区域への設置について、開発許可手続き上、一概に不可とはされないにも関わらず、調整区域であるという理由で保育幼稚園課が認めない事例があったと認識している。開発許可については都市整備部が決定するものであり、保育幼稚園課には許認可権がないことを十分認識し、園の申請等において事業者には誤解を与えないよう、正しい対応に努めること。

⑥ 保育環境の整備について【効率性・有効性の視点】

公立幼稚園での3歳児の受け入れを進めることで、保育需要の高い0歳から2歳児を保育園で受け入れやすい環境をつくることができると考えられる。私立保育園の認定こども園化も含め、より広い視野に立って保育環境の整備を考えること。

⑦ 園と地域との連携について【有効性・住民福祉の向上の視点】

ア 園と地域との連携において、様々な協議会等が設立されることもあると思われるが、こうした協議会等の活動については各園独自で行うにとどまらず、その方向性や内容について保育幼稚園課も確認の上で進めるなど、課と園等における連携をしっかりと行うこと。

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、運動会等への地域の人の参加ができない状況が続いている。運動会等は地域の子どもの成長を見るよい機会でもあることから、今後の感染状況を見ながらではあるが、地域の人の参加ができないか検討を行うこと。

⑧ 園における子どもの受け渡しについて【有効性の視点】

園における保護者と園との子どもの受け渡しについては、特にリスクの高い帰りの際には誰に子どもを受け渡したかなどの確認をしっかりと行うなど、職員にマニュアルを徹底させ、受け渡しにおける事故が生じることのないよう取り組むこと。

⑨ 園における施設環境の整備について【有効性の視点】

ア 園に設置される監視カメラについては、子どもたちの安全を守るためにも全方位に向けて設置されるのが望ましく、死角が生じることのないような設置に努めること。

イ 園の周囲のフェンスについては、古い園では大人の腰高までしかないようなものも見受けられる。子どもたちの安全を守るためにも、乗り越えられないものを基準としてフェンスの設置を行うよう努めること。

⑩ 園における事故の原因把握と再発防止について【有効性の視点】

日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の制度を通じ、園で発生する事故について、それが園の環境によるものか保育士等の指導によるものかなど、その原因の把握に努めるとともに、その結果を現場への指導につなげ、事故の再発防止に取り組むこと。

⑪ 園における給食について【効率性・有効性・住民福祉の向上の視点】

保育園等における給食において、宗教的な配慮が必要な事例がある。アレルギーを持つ子どもへの対応と同様、しっかりとマニュアルを整え、研修などを通じて周知に努め、今後は問題が生じることのないよう取り組むこと。

⑫ 借用物件の取り扱いについて【有効性の視点】

土地の借用について、無償での借用となっている事例が見受けられる。土地の所有者の確認は定期的にはされておらず、所有者が死亡した際の対応に課題もあることから、無償での借用自体の是非も含め、送迎用の駐車場の借地契約のあり方について検討を行うこと。

⑬ 園での現金の取り扱いについて【法規性の視点】

園において保護者から現金を徴収する機会があるが、こうした現金管理については事故の生じることのないよう適正管理に努めること。

⑭ 監査に対する適切な取り組みについて【法規性の視点】

前回の監査における意見等に対し、3年経過した現時点においても継続努力となっているものが複数見受けられる。保育幼稚園課のみでは困難なものについてはやむを得ない部分もあるが、可能な限り意見への対応を行うよう努めること。